

平成30年度第3回  
大阪市都市計画審議会  
会議録

日 時 平成31年2月12日（火）  
午前11時01分  
場 所 大阪市役所本庁舎 7階 市会第6委員会室

平成30年度第3回大阪市都市計画審議会会議録

- 日時 平成31年2月12日(火) 午前11時01分開会
- 場所 大阪市役所本庁舎 7階 市会第6委員会室
- 議題 議第234号 「大阪都市計画公園の変更について」  
報告案件 淀屋橋地区の開発計画に関するデザイン検討について
- 出席委員 23名(欠は欠席者)
- |         |         |    |       |
|---------|---------|----|-------|
| 会長      | 澤木 昌典   | 委員 | 竹下 隆  |
| 会長職務代理者 | 欠 加我 宏之 |    | 徳田 勝  |
| 委員      | 井上 典子   |    | 宮脇 希  |
|         | 宇都宮 浄人  |    | 守島 正  |
|         | 欠 浦西 秀司 |    | 岡崎 太  |
|         | 岡井 有佳   |    | 大橋 一隆 |
|         | 黒坂 則子   |    | 山本 長助 |
|         | 佐藤 由美   | 欠  | 床田 正勝 |
|         | 欠 島田 洋子 |    | 福田 武洋 |
|         | 上善 恒雄   |    | 高野 伸生 |
|         | 高岡 伸一   |    | 島田 まり |
|         | 中嶋 節子   |    | 高山 仁  |
|         | 欠 松島 格也 |    | 前田 修身 |
|         | 欠 松中 亮治 |    | 小川 陽太 |
|         | 吉田 長裕   |    |       |

---

開会 午前11時01分

- 幹事(西江) それでは、ただ今より平成30年度第3回大阪市都市計画審議会を開催さ

させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本審議会の幹事を務めております、大阪市都市計画局都市計画課長の西江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、傍聴の皆様と報道機関の方々に申しあげます。携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

なお、学識経験者の加我委員、浦西委員、島田洋子委員、松島委員、松中委員並びに市会議員の床田委員におかれましては、本日ご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

上から順に、「会議次第」、「委員名簿」。

次に、本日ご審議いただきます予定の議案書が1冊ございます。

議第234号「大阪都市計画公園の変更について」でございます。

さらに、報告案件に関する資料といたしまして、報告資料「淀屋橋地区の開発計画に関するデザイン検討について」がございます。

以上の4点でございます。ご確認をお願いいたします。

また、委員の皆様のお手元には、本日の報告案件の資料といたしまして、参考資料をつけさせていただいておりますが、これに関しましては、意匠に関する法人情報が含まれておりますので、委員の皆様限りの資料とさせていただきます。こちらの資料のみ審議会終了時に回収させていただきますので、ご退席される際にはお席に置いたままにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

以上、お手元でございますでしょうか。

それでは、これよりご審議をお願いいたしますが、本日の審議会は、29人中23名の委員の方々がご出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。

それでは、以降の進行につきましては、澤木会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長（澤木） それでは、これから議事に入りますけれども、その前に本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第8条の規定により、私のほうから指名させていた

だきたいと思います。本日は岡井委員と宮脇委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、会議のほうが円滑に進行しますように、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

先ほど幹事から報告がございましたように、本日の議案といたしましては、大阪市長より付議のありました議第234号「大阪都市計画公園の変更について」でございます。

それでは、議第234号を審議してまいります。本議案につきまして、幹事からの説明を願います。よろしくお願いいたします。

○幹事（寺本） 幹事を仰せつかっております大阪市都市計画局計画部長の寺本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第234号、大阪都市計画公園の変更につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案の説明に入ります前に、「うめきた地区」におけますこれまでのまちづくりの取り組みについてご説明をさせていただきます。

前のスクリーンをご覧ください。

大阪駅周辺地区は、鉄道駅が集まり、1日の乗降客数が約250万人をかぞえる西日本最大の交通ターミナルとなっております。

「うめきた地区は」、JR大阪駅の北側に隣接いたします約24ヘクタールの広大な都心の一等地でありまして、そのまちづくりは、関西ひいては日本の成長のカギを握る大変重要なプロジェクトとなっております。

先行開発区域は、グランフロント大阪としまして平成25年にまちびらきし、商業・業務施設などが整備されました。なかでも、まちの中核施設であります「ナレッジキャピタル」では、駅前の交通至便な立地ポテンシャルを活かし、多くの人が交流することで、新たなサービスや商品を生み出す場として機能しております。一例ではございますけども、ザ・ラボに参画して資金調達を達成したベンチャー企業が、次世代EVコンセプトカーをパリモーターショーに出展したり、ナレッジサロンでの出会いをきっかけといたしまして、人工知能ロボットと生徒が運用できる小学校図書システムが開発され、公立図書館等にて稼働中であるなど、多くのプロダクトが生まれてきております。

また、新しい賑わい拠点としまして整備されましたうめきた広場では、前のスクリーンにありますように、夏はゆかたまつり、冬はアイススケートリンクなどをはじめ、多

彩なイベントが開催されてきております。

こうした複合機能を有します先行開発区域は、高質な空間と景観を備え、年間約5,000万人の来場者があるなど、大きな賑わいを創出しており、既に大阪の顔となってきております。

これに続きます2期区域のまちづくりの経緯につきましては、平成23年に、開発を支えます都市基盤関連として、土地区画整理事業、道路、都市高速鉄道、交通広場を都市計画決定してきております。

平成27年3月には、都市再生緊急整備協議会大阪駅周辺地域部会におきまして、「うめきた2期区域まちづくりの方針」を策定し、この方針に基づき、平成29年1月には、用途地域等の変更並びにうめきた2期地区地区計画を決定してしております。

「うめきた2期区域まちづくりの方針」では、めざすべきまちづくりの目標を、「『みどり』と『イノベーション』の融合拠点」としてしております。まち全体を包み込む「みどり」が、ここにしかない新しい都市景観を創出し、多様な活動、新しい価値を生み出す源となり、世界の人々を惹きつけるとともに、世界から人材、技術を集積・交流させ、新しい産業、技術などを創造することで新たな国際競争力を獲得し、我が国の成長エンジンとして世界をリードするイノベーションの拠点となることをめざしております。

また、「みどり」につきましては2期区域全体に展開をし、地区全体で概ね8ヘクタールを確保することとしております。地上のまとまった「みどり」は、重要な視点場がありますJR大阪駅からの眺望の確保や、大規模災害時への対応における優位性などから、2期区域のシンボルとして地区中央部に確保し、また、建築物と一体化し地上と連続する「みどり」につきましては、民間の創意工夫により、地上部や低層建築物の上部において確保することとしております。

こうした「うめきた2期区域のまちづくりの方針」に沿いまして、平成29年12月より、土地所有者でありますUR都市機構が開発事業者を募集し、平成30年7月に三菱地所株式会社を代表とするグループが事業者として決定されております。

今後、鉄道地下化や土地区画整理事業などの基盤整備を進めるとともに、2025年大阪・関西万博開催に先立つ2024年夏頃、公園を含めたまちの概成をめざして、民間事業者と連携しながらまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

それでは、今回の議案につきましてご説明を申し上げます。

お手元の表紙に議第234号と記載しております議案書をご覧ください。

議案書の3ページでございます。本案件は、先ほどご説明をいたしましたうめきた2期区域のまちづくりの目標の実現をめざして、北区大深町地内に面積約4.5ヘクタールの総合公園、5・4・32号大深町公園を追加しようとするものでございます。

議案書7ページの説明図をご覧ください。前のスクリーンにもお示ししておりますが、赤く着色した部分が追加される区域でございます。

重要な視点場でありますJR大阪駅からの眺望や、本公園と連続して建築物の上部等に確保されます民間敷地内の「みどり」との一体性に配慮した形状となっております。

次に、大深町公園の整備概要につきまして、基本的な考え方をご説明いたします。

本公園は、都市計画道路大阪駅北1号線の北側の「北エリア」と南側の「南エリア」で構成をされまして、大阪駅北1号線につきましても、「賑わい軸ゾーン」として公園と一体的な利用ができる空間をめざしてまいります。

北エリアにつきましては、「うめきたの森」として、池や滝を配した高質なみどりを中心に、市民とともにづくり・育てる、憩いの場を創出します。また、北側に隣接します民間施設内に整備されます中核機能と連携しまして、先進的な製品や技術等の新しい体験に出会える空間を創出することとしております。

南エリアには、空や風景を鏡のように映し込む水盤を設けた「リフレクション広場」を整備いたします。この広場は、最大1万人が楽しめる国際的な集客イベントにも対応可能で、交流、賑わいの拠点を形成するとともに、「みどり」を活用したスポーツ参加機会の提供など、来訪者の健康増進につながる場所を創出することとしております。

また、現在建設中の関西国際空港へのアクセス向上などに寄与するものとして期待される鉄道新駅が設置されます大阪西口広場との連続性に配慮した整備をいたします。

前のスクリーンで図の緑色でお示ししておりますエントランスゾーンにつきましては、各交差点やJR大阪駅方面からの顔となりますことから、公園施設の賑わいが来訪者を迎え入れ、「みどり」の広がりを感じられるゾーンとして整備いたします。

前のスクリーン左側の図でございますけども、鉄道新駅に接続するデッキから公園を見たイメージ図でございます。また右側の図は、グランフロント大阪側の大阪駅北1号線の交差点付近から西を見た公園のエントランスのイメージでございます。

あわせて、大阪駅北1号線の道路空間を賑わい軸ゾーンと位置づけまして、グランフロント大阪の東西軸で既に行われております賑わい創出の取り組みをさらに西へと広げ

るため、今後、交通管理者など関係機関と協議、調整を図りながら、カフェやショップなどでの歩道の活用や道路全体を使ったイベントの実施を検討するなど、公園と道路とを一体的に利用できる空間づくりをめざしてまいります。

公園内の歩行者動線計画につきましては、地上と上空による立体的なネットワークとともに、将来的には東西の道路上に南北の公園をつなぐデッキを設けることにより、公園内を含む地区全体の回遊をスムーズにするとともに、多様な景観の創出をめざしてまいります。

また、災害時の避難動線も考慮いたしまして、周辺道路からアクセスしやすいよう多数の歩行者進入路を設ける計画としております。

あわせて、本公園は都市防災上の重要な拠点になりうることから、マンホールトイレや防災スピーカーなどの設備を備えるとともに、民間施設における防災機能とあわせ、うめきた2期区域全体で大規模災害時の一時避難や救助活動などにも対応する防災機能を実現いたします。なお、2期区域の開発完了後には、うめきた地区全体の広域避難場所として地区全体の防災機能の向上を図ってまいります。

以上、本件につきましては、平成30年12月28日から平成31年1月18日にかけて都市計画の案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**会長（澤木）** ありがとうございます。ただ今幹事より説明のありました議第234号議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。ご発言のある方、挙手でお願いいたします。

小川委員、どうぞ。

○**小川委員** すみません、小川です。

今、説明いただいて、いわゆる大阪市、公が設置する公園なわけですけども、全然今までと違うなというふうな印象を受けました。今回、少し何点か聞かせていただきたいんですけども、公も202億円と、そういうお金を入れてこの公園整備を進めていくわけですけども、その202億円というのは、今の絵でいったらどういう部分にあたるんでしょうか。どういう整備計画となっているんでしょうか。

○**会長（澤木）** ただ今の質問につきまして、幹事の説明を求めます。よろしく申し上げます。

○**幹事（竹野）** 建設局公園緑化部調整課長、竹野と申します。ご質問、私からお答えさ

せていただきます。

主にUR都市機構が実施いたします防災公園街区整備事業にかかります用地費及び整備費にその事業費を充当するという事で考えてございます。

以上でございます。

○会長（澤木） どうぞ、小川委員。

○小川委員 今見た絵が202億円の整備でできるということですよねでしょうか。

○幹事（荒木） 都市計画局のうめきた企画担当課長をしております荒木と申します。私のほうから答弁させていただきます。

事業費につきましては、先ほど答弁ありましたように、公園の用地取得費及び公園の施設整備費ということですが、公共が負担するのは公園施設のうち、公共が公園として整備すべき水準のもの、具体的に申しますと、国のほうから補助対象施設となります整備費でありまして、これらを合わせて202億円となっております。それ以外につきましては、開発事業者のほうから、公園を含めたうめきたのまち全体の魅力を向上させるために、自社の負担によりましてグレードアップするための施設を整備したいと、こういうふうな提案がありまして、現在スクリーンにお示ししていますのはそのグレードアップを含めたもの、具体的には、例えば広場の中で水盤などがありましたけども、こういった施設については、事業者のほうの申し出では自社の負担で整備していくと、こういうふうな提案になっております。

以上です。

○会長（澤木） 小川委員、どうぞ。

○小川委員 つまり、公共が基本的な整備をして、上乘せ部分を民間事業者がやっていくということの説明だったように思います。予算の規模とかはまだこれからということだと聞いているんですけども、都市公園法や大阪市条例、規則では、都市公園内の建蔽率の規制がかけられているわけです。法律では2%とされており、都市公園がやっぱり市民全体の共有財産、緑や空間を提供する最も重要な身近なオープンスペース、気軽に誰でもどこでも行けるといふのを提供するのが都市公園の一番の役割ということで、こういう建蔽率の上限というのが設けられているというふうに考えます。市条例では特例でプラス2%できるということも教えていただきまして、今回、にぎわい創出や集客、観光に寄与する都市公園として、市規則でプラス2%されると、考えているというふうにも聞いているわけですが、事業者の方からの事業の計画、これを見ていくと、都市

公園の敷地面積が4万5,000平方メートルに対して、施設建築面積というのが5,935平方メートルということになっていて、これから決めていくということなんですけども、随分大きい建蔽率を予定しているんだなというふうに書いておられまして、基本は4%だけど、プラスアルファがあるというのも聞いてますけども、やっぱりオープンスペースを提供する公園のあり方として少し心配しているところなんです。

今回、都市計画決定は公園をつくるということですので、その中身というのは公園の大きさとか外構を指定するということですので、そのことはこの後の話になるというふうに思うんですけども、今回決定していくわけで、そういう都市公園に課せられた一番大事な、市民のための公園をつくるということが一番肝心なわけであって、どういう公園を整備していくというふうに考えているのか、そのあたりをお聞かせください。

○会長（澤木） 幹事、よろしくお願いします。

○幹事（西江） 幹事の西江でございます。

うめきたは、大阪市民をはじめ多くの来街者が集うエリアでございまして、この公園はそうした多くの人に愛され、親しまれ、ともに育てていけるような公園にしたいと考えております。うめきたの「みどり」を育てる市民コミュニティの仕組みにつきましては、開発事業者からの提案にもあったところございまして、本市としても、将来にわたって市民をはじめとする多くの方がうめきたの「みどり」をつくり、育てる取り組みに携われるようにしたいと考えております。

また、本市では平成28年12月にふるさと納税の仕組みを活用した「うめきたみどり募金」という寄附金制度を創設しておりまして、いただいた貴重な寄附金を市民の方々とともに、公園の整備や管理に生かせる仕組みにしていきたいと考えております。

さらに、公園を中心にしたうめきたの「みどり」は、いざというときには市民の安全を確保する避難場所ともなり得ます。防災力向上の観点からも、市民の安全を守る都心の貴重な空間として整備してまいりたいと考えております。このような考え方によって形成された都心のまとまった「みどり」、すなわち大深町公園が、人々が交流し、新たな活力やにぎわいを生み出すとともに、潤いや安らぎを感じられる場となることによりまして、2期のまちづくりの目標である「『みどり』と『イノベーション』の融合拠点」というものを実現していきたいと考えております。

今後、公園担当部局をはじめ、関係者と密に連携をしていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○会長（澤木） 小川委員、どうぞ。

○小川委員 ありがとうございます。風格ある空間にするというのであれば、できるだけそういう人工物とかというのはないほうがええんちゃうかなと僕自身は考えているところです。開発者の計画なんかを見てみると、そこで収益を上げるということ、そういう施設を効率よくつくっていくということ、それが優先されてはならないというふうに思います。そういうふうにならないように、きちっと大阪市としてもチェックしていくということを、念を押してお願いしておきたいというふうに思います。

今後、指定管理とかいろいろ契約という段になって、大阪市や我々がどう判断するかということもしっかり言っていかなあかんというふうに思っていますので、これからしっかりチェックしていくということも申しあげまして、この都市計画審議会での質問は終わります。ありがとうございました。

○会長（澤木） そのほかの方からご質問、ご意見ございますでしょうか。

（発言する者なし）

○会長（澤木） よろしいでしょうか。それでは、この議第234号議案につきまして、表決を確認してまいりたいと思います。原案にご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○会長（澤木） 異議がございませんようですので、原案どおりに可決いたします。ありがとうございました。

一応これで本日の審議は終了いたしましたけれども、この決議いただきました案件につきましては、直ちに必要な手続を行わせていきたいと思えます。

引き続きまして、報告案件を受けてまいります。それでは、幹事から報告をお願いいたします。

○幹事（西江） 幹事の西江でございます。

それでは、「淀屋橋地区の開発計画に関するデザイン検討」について、ご報告いたします。

お手元にお配りしております「淀屋橋地区の開発計画に関するデザイン検討について（報告）」と記載されましたA4縦使いの資料と、右肩に「参考資料」と記載されたA4横使いの資料を用いてご説明させていただきます。

先ほどお願い申しあげましたけれども、参考資料につきましては、建物デザインが現在調整中でありまして、意匠に関する法人情報保護の観点から、本日は委員限りの資料

として取り扱わせていただきたく存じます。このため、参考資料は会議終了後に机上に置いて退出していただきますようお願い申し上げます。

それでは、前のスクリーンを用いまして、まずは御堂筋におけるまちづくりの状況についてご説明いたします。

御堂筋沿道におきましては、平成26年1月以降、形態規制を緩和し、左図のように御堂筋に面する壁面を4メートルセットバックするとともに、高さ50メートルを超える部分については、さらに4メートル以上セットバックした上で、都市再生特別地区内を除いて1対2の範囲内の高さにすることとしておりまして、現在、このルールにのっとりて御堂筋沿道の建替えが進展しているところでございます。

今般、赤色ハッチで示しております淀屋橋駅の東西両街区、淀屋橋地区におきまして、それぞれ別の事業者が都市再生特別地区を活用する開発計画を想定しており、この間、その開発計画に関しまして、外部有識者から構成される御堂筋デザイン会議において、特にデザイン面の検討を進めてまいりましたので、本日はその検討状況をご報告させていただきます。

淀屋橋地区の立地特性についてでございますけれども、この淀屋橋地区は機能、交通、景観の3つの要素がそれぞれクロスする御堂筋の中でも特別な地区として捉えております。

機能面では、「大阪を代表するビジネスエリアである御堂筋」と「水と緑豊かな環境で歴史や文化が感じられる中之島」とが交わる位置にあり、交通面では、地下鉄御堂筋線と京阪線が乗り入れ、1日の乗降客数が約34万人にも上る大阪でも有数の交通結節点となっており、景観面では、御堂筋デザインガイドラインと景観計画における「重点届出区域」である土佐堀通、中之島とのクロスポイントになっております。

このため、淀屋橋地区は都市再生上及び景観形成上、非常に重要な地区であると考えており、本市としても両街区を一体的かつ適切に誘導してまいりたいと考えているところです。

まず、都市再生の観点から淀屋橋地区に必要な都市機能でございますけれども、国際競争力を高めるビジネス拠点を形成し、大阪を代表するビジネスゾーンとしてさらなる成長を図る必要があると考えております。また、御堂筋の顔となる高質なにぎわい空間や歩行者空間の創出、バリアフリー化など、ターミナルにふさわしい公共的空間の拡充が必要と考えております。そのため、両街区の建物周囲を中心に快適な歩行者空間や広

場機能などを確保した上で、低層部には上質なにぎわいを、中高層部には高規格の業務機能、コワーキングスペースなどのビジネスサポート機能、防災機能などが必要であるというふうに考えております。

次に、景観形成についてでございます。

御堂筋デザイン会議は、御堂筋本町北地区地区計画などの範囲内で事業者が新築などを行う場合、「風格・落ちつきのある質の高いデザインとなっているか」、「軒線の強調やまちなみとの調和が図られているか」などについて、外部有識者から意見を聴取することを目的に、平成26年1月に設置したものでございます。

淀屋橋地区は、御堂筋と中之島が交わる御堂筋のゲートとして景観上重要な地区で、御堂筋を挟んだ東西街区で調和のとれた建物デザインとなるよう、異なる事業者を誘導するため、個別建築計画の協議に先立って、両街区の建物デザインについて検討を行ってきております。

検討に当たりましては、昨年11月から本年1月にかけて計3回、基本コンセプトをはじめ、ボリュームバランスの評価、御堂筋のゲートとしてのデザインの調和の検証などを行ってまいりました。

この検討内容について、ご説明いたします。

まず、先ほどご説明いたしました淀屋橋地区に必要な機能の導入を想定いたしまして、御堂筋のゲートにふさわしいデザインを検討する際の基本コンセプトとして、「地区内の機能更新による風格あるまちなみの形成」、「御堂筋のゲートにふさわしい視認性の高い東西街区で調和した建物デザインの実現」、「中之島に隣接する立地特性を踏まえた、にぎわいと交流の拠点として一体感のある空間の形成」の3点を設定しています。

具体的な検討内容といたしましては、御堂筋のゲートにふさわしい視認性の高い建物デザインや一体感のある空間形成の観点から、「周辺建物を含めた適切なボリュームバランスの評価」と「東西街区で形成すべき御堂筋のゲートとしてのデザイン調和の検証」を行いました。

評価結果をご説明させていただきますので、委員の皆様のお手元にございます参考資料の1ページ目をご覧ください。

まず、ボリュームバランスの評価についてですが、図のように、両街区全体を見渡せる4つの視点場を設定しまして、建物の幅や高さの違いを考慮しつつ、「隅切り」や「軒線の強調」、「基壇部の調和」、「ゲート性」などについての見え方を検証してお

ります。

2 ページをご覧ください。

視点場①は淀屋橋の交差点付近ですけれども、青い線でお示ししております「隅切り」については、「既存建物を踏襲したデザインになっているとともに、交差点にしかない表情を形成している」、また、「高さ」については、「視点場が近いため、高さによる景観への影響はない」と評価されております。

3 ページをご覧ください。

視点場②は大江橋付近ですけれども、青色の線でお示ししております「軒線の強調」については、「高層部のセットバックにより、強調されている」、黄色の線でお示ししております「基壇部の調和」については、「御堂筋から4メートル後退し、隅切りを施すことにより調和している」、緑色の枠でお示ししております「ゲート性」については、「幅が広くてやや低い建物と、幅が狭くてやや高い建物の組み合わせはまとまりのよいゲートを形成している」、また、オレンジ色の枠でお示ししております「周辺建物とのバランス」については、「バランスはよい」と評価されております。

4 ページをご覧ください。

視点場③は日銀大阪支店南西側付近でございますが、青色の線でお示ししております「周辺建物とのバランス」については、「両街区の高さの関係性はさほど気にならず、まとまりのある景観になっている」、オレンジ色の枠でお示ししております「御堂筋のアクセント」については、「御堂筋を強調している」と評価されております。

5 ページをご覧ください。

視点場④から見た青色の線でお示ししております「周辺建物とのバランス」については、「調和した景観になっている」、オレンジ色の枠でお示ししております「御堂筋のアクセント」については、「御堂筋を強調している」と評価されております。

このように、いずれの視点場から見ても、ボリュームバランス上の課題はないとされております。

次に、6 ページをご覧ください。

御堂筋のゲートとしてのデザイン調和の検証につきましては、建物頂部のデザイン、基壇の形成と中高層部の分節、コーナー部デザイン、低層部及び足元回りのアクティビティに関しまして、両街区のデザインが調和しており、御堂筋のゲートにふさわしい景観の形成に資することが確認されております。

それでは、前のスクリーンにお戻りください。

今後、この淀屋橋地区の開発計画に関しましては、本日の都市計画審議会でのご意見も参考にさせていただきながら、引き続きデザインの調和を図るなど、個別建築計画についてのデザイン協議を進めてまいります。また、機能面やそれに伴います容積率の緩和等につきましては、今後、都市計画審議会でご審議していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

報告については以上でございます。

○**会長（澤木）** ただ今の報告につきまして、これは本議会の議案ではありませんけれども、何か質問がありましたらお伺いしたいと思います。ご質問等いかがでしょうか。

高岡委員、どうぞ。

○**高岡委員** 近畿大学の高岡と申します。

質問というよりは、建築の立場から2点ほど意見を申しあげたいと思います。

一つは、これから建てられる2棟のビルのデザインについてですけれども、詳細なデザインについてはこれから検討されていくということになるかと思っておりますけれども、デザインを考えるに当たっては、ぜひ意欲的なデザインの提案を求めたいなというふうに思います。といいますのも、先ほどご説明がありましたように、この二つの街区というのは御堂筋の中でも特別な意味を持つ重要な街区になります。御堂筋の顔でありゲートになるというところですので、ここにでき上がるビルのデザインが今後の御堂筋のイメージを決めていくということになるかと思っておりますから、そういう意味でも内外に自信を持って発信できるようなビルのデザインを求めたいなというふうに思います。

もちろんデザインガイドラインがありますので、それに従って進めていけば、変なといいますか、御堂筋にふさわしくないビルになるということはないというふうに思いますが、逆に、ともすればそういうふうに明確なデザインガイドラインがありますと、それに従えばいいと、それに倣っておけばいいというちょっと消極的なデザインになってしまうということもよくあることです。実際、最近御堂筋沿道に建てられているビルを見ていますと、大阪市のほうで定められている誘導基準に従って、あるいは従前のビルのデザインに従って、御影石を張っておけばそれでいいのではないかというような、ちょっと消極的なデザインのビルが最近建っているということもありますので、今回の二つの街区については、そうではなくてそれよりも一段あるいは二段、質の高いデザインの検討をぜひお願いしたいなというふうに思います。

それからもう一点は、西側の街区についてなんですけれども、現状この西側の街区には歴史的な建築物が複数残存しております。昭和の初めに建てられました老舗の時計店の石原時計店ですとか、隣のみずノもそうです。それから戦後間もなくに池田銀行の大阪支店、それからこれも老舗の貴金属店である尚美堂さんが建てられたビルというのが残っております。加えて、時代は少し新しくなるんですけれども、1970年に建てられた旧東京銀行大阪支店、これは赤坂の迎賓館なんかを手がけられた20世紀の日本を代表する建築家である村野藤吾氏の作品です。こういった大阪が誇る歴史的な建築物が一斉に姿を消すというのは、個人的には大変残念なんですけれども、もはやそういうことを申しあげるような段階ではないと思いますので、事業者の方にはぜひ公共貢献の一環として、解体する前に一定の期間を設けて一般の方々が内部を見学できるような機会を設けるですとか、あるいは解体前にちゃんと調査に入って記録をきっちりと残しておくといったようなことを、ぜひ公共貢献の一環としてお願いできればなというふうに思います。

以上、意見を申しあげさせていただきました。

○会長（澤木） ありがとうございます。ご意見ということで承っておけばよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○会長（澤木） そのほか、ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。

（発言する者なし）

○会長（澤木） 特によろしいでしょうか。そうしましたら、それではこれで審議会を閉会といたしたいと思います。どうもありがとうございました。

閉会 午前11時40分

---

大阪市都市計画審議会委員 岡井有佳 ⑩

大阪市都市計画審議会委員 宮脇希 ⑩